

小金井市子どもの権利に関する条例制定の経緯

平成13年9月及び平成14年12月

「子どもの権利条例」の検討を求める陳情が市議会で採択される。

平成15年9月

市長が「子どもの権利条例」案の検討を「小金井市子どもの権利条例策定委員会」（以下「策定委員会」という。）へ諮問

平成15年9月4日～平成18年3月25日

策定委員会を16回開催。うち、5回は研修会。アンケート調査等により市民の意見を把握するとともに、小金井市として捉えるべき条例の枠組みを検討。平成17年4月から7月までに並行して、条例素案の検討のための市民会議が7回開催され、条例の前文づくりのための子ども会議を5回、中高校生会議を3回開催した。その後、第14回・第15回策定委員会で市民会議及び子ども会議からの条例案への意見、前文案の提案等を受け、条例案を作成

平成18年3月30日

策定委員会から市長へ答申書を提出

平成18年10～11月

「小金井市子どもの権利に関する条例案」パブリックコメントを実施

平成19年3月5日

パブリックコメント集を公表

平成20年9月

市長の考えを取り入れた「小金井市子ども条例」を議会へ送付

平成20年10月3日

パブリックコメントの御意見に対する市の考え方を公表

平成21年3月

平成21年第1回市議会定例会で「小金井市子どもの権利に関する条例」として修正可決、同年3月12日制定